

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜に  
おき、  
翌日  
から  
翌日  
の翌  
日)

## 目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による保険医及び保険薬剤師の登録  
結核予防法による医療機関の指定  
米飯提供業者の登録の有効期間の更新  
米飯提供業者の登録  
町営土地改良事業の認可  
数人が共同して行なう土地改良事業の認可
- ◇ 選管告示 開票区の廃止等
- ◇ 人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 収用委員会の審理の開催
- ◇ 正 誤 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百七十七号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百三十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
松浦 黎子	米子市角盤町四の六 茅野方	鳥医一、三二五	昭和四十三年五月十三日
中原 寿子	気高郡青谷町本町三八五七	鳥薬一九九	二十一日
小田 皓平	鳥取市茶町四一三	鳥薬二〇〇	"
柏木 徹	岩美郡国府町奥谷 国立療養所鳥取病院内	鳥医一、三二六	"
大下 大吉	境港市弥生町六七一の二	鳥医一、三二七	二十二日
山代 昇	鳥取市栗谷町六六	鳥医一、三二八	"
田崎 睦夫	米子市皆生一四八〇	鳥医一、三二九	二十三日
西谷 悦子	倉吉市古川沢二七〇	鳥薬二〇一	"

### 鳥取県告示第四百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十三年五月十四日	福田内科医院	鳥取市瓦町三〇四	福田源次郎

### 鳥取県告示第四百三十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百三号）第三十五条の四

第三項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録の有効期間の更新をしたので、同規則第三十五条の五第三項において準用する同規則第三十条の四第四項の規定により告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石

破

二

朗

登録番号	登録の更新の年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
鳥取第二号	昭四三、四二	西尾 太郎	砂丘フレンジ	岩美郡福部村湯山字高浜二、一六四	住所に同じ。
三	"	沢 春蔵	砂丘センタ	大字湯山二、〇八三	"
四	"	米原 穰	鳥取砂丘会館	湯山二、〇八三	"
五	"	"	鳥取砂丘会館新館	大字湯山	"
六	"	山根 義雄	砂丘ホテ	湯山赤坂二、〇八三	"
七	"	河上 友蔵	ひかり食	海士五〇三の六	"
八	"	田畑 光子	畑	大字久志羅二五〇	岩美郡福部村細川六六九
九	"	檜 柴重美	檜	国府町大字宮下二五九	住所に同じ。
一〇	"	沢井 むめ	さ	気高郡青谷町大字青谷四、〇四一の七	"
一一	"	井原 しずゑ	しの家	四、〇一五の三	気高郡青谷町駅前
一二	"	小谷 長平	鹿野	四、〇三九	住所に同じ。
一三	"	山下 鉄二	大坪	三、九七六	"
一四	"	山田 との	関	四、〇一〇の二〇	"
一五	"	熊野 のぶゑ	一	山根二三八	"
一六	"	小谷 しげ子	屋旅	気高町大字勝見六八二の一四	気高郡青谷町青谷三、九三六の一
一七	"	山尾 輝男	原	"	"
一八	"	田子 之輝	子	青谷町大字青谷四、〇三五	大字青谷
一九	"	橋本 良子	泉	早牛二三〇の二	"
二〇	"	前田 玲子	食	紙屋二二二	住所に同じ。
二一	"	山田 浩司	井	岩美郡岩美町大字岩井五四四	"

〃 〃 〃 山 本 太 郎 明 石 家  
〃 〃 〃 片 山 栄 子 観 潮 楼  
〃 〃 〃 浦 富 一、八五〇の一 〃 〃

鳥取県告示第四百三十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四  
第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号 年月日 氏 名 名称又は屋号

鳥振第一号 昭四三、一田 淵 敏 夫 オリエント会館 砂 丘 別 館

鳥取県告示第四百四十号

八東町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良  
法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用  
する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年五月二十九日認可し  
たので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十一号

東伯郡東伯町大字槻下九九六番地の一八 山崎勇ほか八十人の者から申  
請のあつた数人が共同して行なう土地改良(農道整備、暗きよ排水及び農  
地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)  
第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭  
和四十三年五月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定によ  
り告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 営業所の所在地

鳥取市東品治町一〇九の二六

岩美郡福部村湯山二、〇八三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定に基づき、  
箕蚊屋開票区を廃止し、米子市の区域に係る開票区の区域を次のとおり改  
めたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

市 名	開票区名	区 域
米 子 市	第一開票区	第一、第二、第三、第四、第十、第十一、第十二、第十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八及び第二十九の各投票区
	第二開票区	第五、第六、第七、第八、第九、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二及び第二十三の各投票区

# 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第三十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中

物 産 館	館長	を削り、
畜産試験場	場長 庶務係長	を
畜産試験場	場長 分場長 / 庶務係長	に、
農業経営大学校	校長 次長	を
農業経営大学校	校長 次長	に改め、
営農研修館	館長	

大山放牧場 場長

を削り、

尾原治水ダム建設事務所 所長

を

尾原治水ダム建設事務所	所長	に改める。
都市開発局	局長 次長 課長 事業所長 経理室長	

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

起業者建設大臣申請に係る一般国道9号東鳥取国道改築工事に関する収用裁決事案について、収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和43年6月4日

- 1 日時 昭和43年6月12日 10時から
  - 2 場所 鳥取市東町 鳥取県議会議事堂 第3委員会室
- 鳥取県収用委員会会長 若 木 礼

## 正 誤

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百七十七号（昭和四十三年三月三十日専決処分した昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 設 置

一 上 (地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

二 上 第2表地方債補正

目 次

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。  
(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第2表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額 千円	事 業 名	金 額 千円
9	1 警察管理費	警察学校土地購入費	20,000	警察学校土地購入費	39,823

第3表 地方債補正